

## 岐阜県障害者スポーツ協会 団体活動助成金交付要綱

(目的)

**第1条** この要綱は、団体が障がい者を対象としたスポーツ活動をする際の経費の一部助成について、必要な事項を定める。

(助成の対象)

**第2条** 助成の対象は、次の各号のすべてを満たす団体で、会長が必要と認めたものとする。

- (1) 岐阜県障害者スポーツ協会（以下、「本会」という。）の会員であること。
- (2) 本県に活動拠点を置き、団体を構成する者の半数以上が本県に在住、又は在勤、在学者で、且つ障がい者であること。
- (3) 日常的、定期的に（概ね1ヶ月1回以上）活動していること。
- (4) 団体の活動経費を主に構成員が負担していること。

(助成金の交付及び額)

**第3条** 本会は、予算の範囲内において、前条に規定する団体に対して、活動経費（会議費、消耗品費、会場借上料、旅費、印刷製本費、通信運搬費、諸謝金）の一部を助成する。

- 2 前項の規定により交付する助成金の額は、団体の年間活動費から、本会全国大会等出場助成金の交付を受けた額を除いた1/2の額（ただし、30,000円を上限）とする。

(助成金の交付申請)

**第4条** 助成金の交付を受けようとする団体は、申請書（別紙様式第1号）に必要書類を添付し、本会会長宛に提出するものとする。

(交付の可否及び額の決定)

**第5条** 本会会長は、申請書類の内容を精査し、交付の可否及び額の決定を行う。

- 2 助成金の交付を決定した団体へは、概算払いの方法により指定された口座に振り込むものとする。

(結果報告)

**第6条** 助成金の交付を受けた団体は、当該年度内に報告書（別紙様式第2号）に必要書類を添付し本会会長宛に提出する。

- 2 剰余金が生じた場合は、当該年度内に指定した口座へ振り込むものとする。

(その他)

**第7条** 助成金の交付を受けた団体の活動に掛かる事故等について、本会は一切責任を負わない。

- 2 団体の活動に際しては、保険に加入する等し、適切な措置を講じること。

### 附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

## 附 則

この要綱は、平成26年5月16日に施行し、同年4月1日から適用する。

様式 1

令和 年 月 日

岐阜県障害者スポーツ協会会長 様

団 体 名

連 絡 先

代表者氏名

印

### 団体活動助成金交付申請書

岐阜県障害者スポーツ協会 団体活動助成金交付要綱に基づき、下記のとおり活動経費の一部を助成されるよう申請します。

記

- 1 年間活動費 別紙予算書のとおり
- 2 今回申請額 \_\_\_\_\_ 円
- 3 団体構成員数 別紙のとおり
- 4 支払先 \_\_\_\_\_ 銀行 \_\_\_\_\_ 支店
- ・口座種別 \_\_\_\_\_ 口座番号 \_\_\_\_\_
- ・口座名義人 \_\_\_\_\_

- 5 その他の添付書類
- (1) 年間活動計画
- (2) 年間活動費収支予算書
- (3) 構成員名簿

* 処理欄 (この欄は記入しないでください。)					受付日	
会 長	事務局長	主 査	主 任	係	起案日	
					決裁日	
					支給日	
備考					助成決定額	円

様式 2

令和 年 月 日

岐阜県障害者スポーツ協会会長 様

団 体 名

連 絡 先

代表者氏名

印

### 団体活動助成金報告書

岐阜県障害者スポーツ協会団体活動助成金交付要綱に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 年間活動費 別紙決算書のとおり

2 助成決定額 \_\_\_\_\_ 円

3 返 金 額 \_\_\_\_\_ 円

4 添 付 書 類

(1) 年間活動報告

(2) 年間活動費収支決算書

* 処理欄 (この欄は記入しないでください。)					受付日	
会 長	事務局長	主 査	主 任	係	起案日	
					決裁日	
					支給日	
備考					助成確定額	円